

## 専門委員会規則

[VNS・SEEG資格認定委員会規則](#)

[てんかん学教育委員会規則](#)

[医療費問題検討委員会規則](#)

[基礎研究推進委員会規則](#)

[資格審査・広報委員会規則](#)

[男女共同参画委員会規則](#)

[倫理委員会規則](#)

[利益相反委員会規則](#)

[薬事委員会規則](#)

[英文ジャーナル委員会規則](#)

[選挙委員会規則](#)

[国際担当委員会規則](#)

[分類・用語委員会規則](#)

[ガイドライン作成委員会規則](#)

[てんかん専門医療施設検討委員会規則](#)

[定款改訂委員会規則](#)

[てんかん移行期医療検討委員会](#)

[社会問題検討委員会](#)

## 一般社団法人日本てんかん学会 VNS・SEEG資格認定委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会としてVNS・SEEG資格認定委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は、てんかんに対する迷走神経刺激療法（以下VNSと略す）および定位的頭蓋内脳波（以下SEEGと略す）を行うに必要な臨床経験を有する医師を養成し、てんかんをもつ人々の医療に寄与することである。

(任期)

第2条 委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) VNS資格認定医の資格基準を示し、技術講習会の開催・講師の選定ならびに新規認定・資格更新を行う。
- (2) SEEG技術講習会の受講資格を示し、技術講習会の開催・講師の選定ならびに受講証の発行を行う。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 てんかん学教育委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という。）の専門委員会規則第2条に定める専門委員会として、てんかん学教育委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は、本会会員、ならびに会員外のてんかんに関わる医療職、及び市民に対するてんかん学教育を推進し、我が国におけるてんかん学の向上に寄与することである。

(任期)

第2条 任期は本会専門委員会規則第5条に従う。

(定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) てんかん学教育推進のための施策
- (2) その他必要な文書の制定・改定

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 医療費問題検討委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として医療費問題検討委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的はてんかん患者あるいはそれを疑われる患者に対して最適な医療が提供できるように、医療費に関する諸問題を改善することである。

(任期)

第2条 委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) てんかん診療における医療費に関わる問題を収集する。
- (2) 収集した問題に対して、改善を図る。必要に応じて、関係機関との交渉を行う。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 基礎研究推進委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として基礎研究推進委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会は基礎てんかん学に関する本会の研究活動を推進することを目的とする。

(任期)

第2条 委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 基礎てんかん学に関する情報提供。
- (2) 会員の共同研究や事業支援。
- (3) 関連する学問領域との連携。
- (4) 基礎てんかん学を研究する人材育成。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 資格審査・広報委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という。）の専門委員会規則第2条に定める専門委員会として資格審査・広報委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は、本会の資格審査および広報を行うことである。

(任期)

第2条 任期は本会専門委員会規則第5条に従う。

(定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 会員資格審査に関する事項
- (2) 会員と社会への広報
- (3) ホームページの作成と維持
- (4) 会員データベースを基幹とする情報システムの開発・改修の調整に関する事項

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 男女共同参画委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として男女共同参画委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は男女共同参画の観点から、学会員のキャリア形成、人材の登用を推進し、多様な背景をもつてんかん患者を支援することである。

(任期)

第2条 任期は本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

第3条 本委員会の構成ならび定員数は本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 男女共同参画に関わるさまざまな問題について検討し、学会員のキャリア形成の支援策を提案する。
- (2) 多様な背景をもつてんかん患者の社会参画をテーマにした学会シンポジウムなどを企画し提案する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 倫理委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、会員の諸活動が高い倫理観の下に行われることを目的とする。

2. 日本てんかん学会倫理委員会（以下「委員会」という）は、日本てんかん学会会員（以下「会員」という）が診療、研究等を行うにあたって必要とされる倫理的問題について、これを審議した上で委員会としての見解を示し、てんかん学の健全な発展に貢献することを目的とする。

### (委員会の業務)

第2条 委員会の業務は、第1条の目的を達成するため、本学会の理事長から諮問のあった次の事項について審議することである。その審議事項は、以下の通りである。

- 1) 会員から診療、研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項
- 2) 会員の診療、研究について倫理的疑義が提起された事項
- 3) 理事長からの諮問に基づく倫理および利益相反違反に関する裁定案の答申
- 4) この規則の改廃に関する審議
- 5) その他、委員会が必要と認めた事項

### 附則 第2条第1号の審議内容について（2018年理事会報告より）

最近の指針の改定によりモニターリングや監査、あるいは年に一回の実施状況のチェック、逸脱の評価、計画変更の評価、ゲノム情報などの個人情報の評価の規定が厳密になっており、これらについて詳細に審議することは日本てんかん学会の倫理委員会では不可能であり、また本委員会の本来の業務ではないと考えられる。日本てんかん学会倫理委員会としては、「日本てんかん学会」の名称を研究計画に含めることが妥当であるかを審議の対象とし、それぞれの研究についての詳細な倫理審査は、施設に設置されている倫理審査委員会での審査に委ねる。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、評議員若干名及び日本てんかん学会が委嘱した評議員以外の者（法律や生命倫理の専門家などから選任するものとし、専門委員会規則第3条第3項の規定にかかわらず、本委員会の業務内容に鑑み、当法人の会員であることを要しな



- い.) をもって構成する。委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
2. 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
3. 委員会に委員長を置く。委員長は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にすることができる。

#### (委員会の運営)

##### 第4条

1. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
2. 委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。
3. 委員会は、委員（委員長を含む）の過半数（委任状による出席を含む）が出席のうち、評議員会員以外の委員が少なくとも1名出席しなければならない。議事は、出席者の過半数（委任状による出席を含む）をもって決する。
4. 前項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じて、書面または電子媒体等を用いた議決を行うことができる。この場合、構成員の過半数をもって決するものとする。
5. 審議経過及び内容は記録として保存する。
6. 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選により指名された者が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。
7. 迅速な審議を要する案件は、書面による持ち回り審議を可能とする。
8. 委員が研究責任者及び研究担当者である場合には、その審議及び採決に同席しない。

#### (審議手続)

第5条 委員会での審議を希望する者は、倫理審議申請書を、理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、申請事項を委員会に諮問し、委員会は第2条に基づき審議する。
3. 委員長は、理事長から審議を附託された日から起算して、90日以内に審議の結果を理事長に報告しなければならない。
4. 理事長は、答申を受けた内容を理事会の議を経て、申請者に通知する。
5. 第2条第3号に定める諮問については、委員長は、理事長への報告に際し、その倫理・利益相反違反をした者に対してとるべき処分としての嚴重注意、一定期間の学

会参加への停止，理事，評議員或いは会員資格の取消し，その他の裁定案を答申するものとする。

(裁定)

第6条 裁定は，本学会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得た後，理事長がこれを行う。

(改廃手続)

第7条 この規則の改廃は，委員会の議を経て，本学会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得た後，理事長がこれを行う。

(附則)

2012年10月10日施行。2023年3月2日改定。

## 一般社団法人日本てんかん学会 社会問題検討委員会規則

(設置および目的)

### 第1条

一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として社会問題検討委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的はてんかんに関連する社会的な問題に対応し、てんかんを持つ人々の社会生活を支援することである。

(任期)

### 第2条

委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

### 第3条

本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

### 第4条

本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

### 第5条

本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) てんかんに関連する社会問題を収集してその対応を検討する。
- (2) てんかんに関連する社会問題について関連の省庁、自治体、患者団体、学会および企業などと交渉を行う。
- (3) てんかんに関連する社会問題に関する情報を公開する。

(改廃)

### 第6条

この規則の改廃は、本委員会の議決を経て 本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年10月1日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 利益相反委員会規則

### (設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）の専門委員会規則第2条に定める専門委員会として利益相反委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は、理事会、倫理委員会と連携して、会員のCOI状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するための管理と違反に対する対応を行うことである。

### (任期)

第2条 任期は本会専門委員会規則第5条に従う。

### (委員会構成)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。また、本委員会には外部委員を1名以上置くものとし、当該外部委員の選任については本会専門委員会規則第7条に従う。

### (運営)

#### 第4条

1. 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
2. 委員長は必要に応じ、副委員長を置くことができる。
3. 委員会の成立には、委員数（委員長を含む）の過半数を超える出席を必要とする。但し、出席する他の委員に書面をもって表決を委任したものは出席者とみなす。
4. 委員が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは、当該議案に対し、議決権を行使したものとみなす。
5. 決議要件に関しては、出席者の過半数の同意に基づく。
6. 議事については、議事録を作成する。
7. 委員会の審議事項は、担当理事（委員長）が理事会に報告する。
8. 委員長および委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
9. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にアドバイザーとして出席を要請し、

意見を述べさせることができる。

(業務)

#### 第5条

1. 本委員会は、第1条の目的達成のために次の業務を行う。
  - (1) COI状態にある会員個人からの質問や要望への対応
  - (2) 役員および発表者の事業活動にかかるバイアスリスクに関するCOI状態の判断と管理ならびに助言、指導
  - (3) 研究倫理、出版倫理の教育研修に係る企画立案への協力と啓発活動
  - (4) 会員個人のCOI申告に関する疑惑が生じた時の調査活動、改善措置の勧告
  - (5) COIに関する文書の見直し、改訂
  - (6) その他必要な文書の制定・改定
2. 本委員会は第5条第1項の各業務を遂行するにあたり、本会専門委員会規則第8条の規定に従い、若干数の実務小委員会を組織し、各々に委員長および委員を置くことができる。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認をもって行うものとする。

2023年 3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 薬事委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として薬事委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は、てんかんの薬事全般に関する方針を審議することである。

(任期)

第2条 委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) てんかんの薬事全般に関して審議する。
- (2) てんかんの薬事関連について関連の省庁、学会および企業と調整を行う。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 英文ジャーナル委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として英文ジャーナル委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的はてんかんについての学術論文を掲載する国際的な英文誌としてEpilepsy & Seizure 誌を発行し、てんかん学の発展に寄与することである。

(任期)

第2条 委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) Epilepsy & Seizure 誌の定期的な発行を行う（ウェブを含む）。
- (2) Epilepsy & Seizure 誌への学術論文の投稿を募集し、投稿された論文について内容の吟味、査読の依頼、投稿者への修正依頼などを行い、最終的に受理された論文の掲載を行う。
- (3) Epilepsy & Seizure 誌の広報の方策を検討、実行する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。



## 一般社団法人日本てんかん学会 選挙委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として選挙委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は、本会の適正な活動のために、会員の意見を反映した評議員・役員の選出がされるよう環境を整えることである。

(任期)

第2条 委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 本会役員選任規程に則り、役員選任選挙の投票方法および具体的手続きについて理事会と連携し決定する。
- (2) 本会評議員・役員の選任に関する事案について、理事会および関係する委員会と連携し検討する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 国際担当委員会規則

### (設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として国際担当委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は、本会および本会会員と国外のてんかんに取り組む諸機関との交流を促進すること、国外からの国内研修受け入れ、あるいは本会会員の国外での研修に対する支援を行うことである。

### (任期)

第2条 委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

### (構成と定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

### (運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

### (業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために、次の各号に定める業務を実施することで、ILAE、各国てんかん学会等との国際対応・交流を行う。

- (1) Sponsored Award (San Servolo 教育コース、一般国際学会コース) の募集および応募者の審査。
- (2) KES-JES の開催の仲介。
- (3) YES-Japan の活動の監査および本会への取次
- (4) その他、理事会・本委員会が必要と考える国際対応業務

### (改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 分類・用語委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として分類・用語委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は本会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、分類・用語に関する諸問題を担当する。

(任期)

第2条 委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 新規用語の認定、和訳の決定
- (2) 日本てんかん学会用語集の発刊、改訂
- (3) その他、理事会あるいは本委員会が必要と認めた事項

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て、理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 ガイドライン作成委員会規則

(設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会としてガイドライン作成委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は、てんかん診療ガイドラインの作成および関連する業務を行うことである。

(任期)

第2条 委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

第3条 本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

第4条 本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 本会のでんかん診療ガイドラインの作成および改訂。
- (2) 本会のでんかん診療指針の作成および改訂。
- (3) 他学会・団体からの依頼にもとづく診療ガイドラインの評価。
- (4) その他の理事長が必要と認めたガイドラインに関する業務。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て 本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年3月2日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 てんかん専門医療施設検討委員会規則

### (設置および目的)

第1条 一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会としててんかん専門医療施設検討委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は日本のてんかん診療連携を構築・維持し、医療・福祉を支援するための地域基幹施設の役割を担うてんかん専門医療施設のあり方を検討し支援することである。

### (任期)

第2条 任期は本会専門委員会規則第5条に従う。

### (構成と定員)

第3条 本委員会の構成ならび定員数は本会専門委員会規則第3条に従う。

### (運営)

第4条 本委員会の運営は本会専門委員会規則第4条に従う。

### (業務)

第5条 本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 日本のてんかん専門医療施設のありかたを示し、整備・認定・支援を行う。
- (2) てんかん患者への医療・福祉のために必要なてんかん診療地域連携の仕組みを構築しその支援を行う。

### (改廃)

第6条 この規則の改廃は、本委員会の議決を経て 本会理事会の承認をもって行うものとする。

2022年3月3日施行。2023年3月2日改定。

## 一般社団法人日本てんかん学会 定款改訂委員会規則

(設置および目的)

### 第1条

一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として定款改定委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は本会の定款、各種の細則、規則についての制定、変更を行うことである。

(任期)

### 第2条

任期は本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

### 第3条

本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

### 第4条

本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

### 第5条

本委員会は、第1条の目的達成のために次の業務を行う。

- (1) 定款の改定
- (2) 役員選任細則の改定
- (3) 評議員選任細則の改定
- (4) 執行部会議規則の改定
- (5) 専門委員会規則の改定
- (6) その他必要な文書の制定・改定

(改廃)

第6条

この規則の改廃は、委員会の議決を経て、理事会の承認をもって行うものとする。

初版2021年8月29日制定。2023年10月20日一部改定。

## 一般社団法人日本てんかん学会 てんかん移行期医療検討委員会規則

(設置および目的)

### 第1条

一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会としててんかん移行期医療検討委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的は、てんかんの円滑な移行期医療を進めていくために、診療科の垣根を越えててんかんの移行期の課題に取り組むことである。

(任期)

### 第2条

委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

### 第3条

本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

### 第4条

本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

### 第5条

本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) てんかんの移行期医療にかかわる様々な課題について検討し、移行期医療の推進のための支援策を提案する。
- (2) 移行期医療推進のために必要な文書の制定や改定、関連機関との交渉を行う。

(改廃)

### 第6条

この規則の改廃は、本委員会の議決を経て 本会理事会の承認をもって行うものとする。



る。

2023年7月30日施行。

## 一般社団法人日本てんかん学会 社会問題検討委員会規則

(設置および目的)

### 第1条

一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という）専門委員会規則第2条に定める専門委員会として社会問題検討委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。本委員会の目的はてんかんに関連する社会的な問題に対応し、てんかんを持つ人々の社会生活を支援することである。

(任期)

### 第2条

委員の任期は、本会専門委員会規則第5条に従う。

(構成と定員)

### 第3条

本委員会の構成および定員数は、本会専門委員会規則第3条に従う。

(運営)

### 第4条

本委員会の運営は、本会専門委員会規則第4条に従う。

(業務)

### 第5条

本委員会は第1条の定める目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) てんかんに関連する社会問題を収集してその対応を検討する。
- (2) てんかんに関連する社会問題について関連の省庁、自治体、患者団体、学会および企業などと交渉を行う。
- (3) てんかんに関連する社会問題に関する情報を公開する。

(改廃)

### 第6条

この規則の改廃は、本委員会の議決を経て 本会理事会の承認をもって行うものとする。

2023年10月1日施行。